

セノッピー定期購入者さま限定!!



セノッピー あんしん補償



セノッピーの定期購入期間におけるお子様のケガや他人への賠償事故の補償を **プレゼント** します!!



セノッピーあんしん補償について

- **お見舞金・保険種類**: お見舞金制度、個人賠償責任保険、交通傷害保険
- **補償内容**: ①事故によるケガの治療のため入院したとき（傷害入院お見舞金）
②事故によるケガの治療のため所定の手術を受けたとき（傷害手術お見舞金）
③他人を負傷させた場合や、他人のモノを破損させた場合の法律上の損害賠償責任（個人賠償責任保険金）
④車や電車などの乗り物での事故や、歩行中の交通事故で死亡したとき（交通傷害保険金）
- **共済会費(保険料を含む)**: 株式会社LEFT-Uが負担します
- **補償期間**: セノッピーを定期購入した日の3日後（土日祝日を除く）午前0時から1か月間（末日の午後4時まで）
※継続購入する際は、その都度補償期間が1ヶ月延長されるものとします。
※ただし、セノッピーの定期購入をやめられた場合は、その申出日をもって補償は終了いたします。
- **お見舞金内容**: 傷害入院お見舞金日額 **5,000円**、傷害手術お見舞金額 **50,000円**、個人賠償責任保険金額 **3億円**。
・ **保険の種類**: 交通傷害保険金額 **100万円**。

傷害入院

傷害入院お見舞金

支払対象期間・
支払限度日数20日
免責金額0円
熱中症危険補償付き



事故によるケガの治療のため
入院したとき1日につき
傷害入院お見舞金日額
をお支払いします。

日帰り入院からお支払い

※事故の発生の日からその日を含めて支
払対象期間（20日）内の入院が対象と
なります。

傷害手術

傷害手術お見舞金



事故によるケガの治療のため
所定の手術を受けたとき
**傷害入院お見舞金
日額の10倍**
をお支払いします。

1事故につき何度でも お支払い

※ただし、手術を複数回受けた場合等に
ついてはお支払いの限度があります。

示談交渉サービス付で安心!!

お子様の自転車搭乗中の賠償事故も補償!!



個人賠償責任補償

（示談交渉サービス付）免責金額：0円

日常生活中やレジャー中などの偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになったとき**個人賠償責任保険金**をお支払いします。

示談交渉サービス

引受保険会社が被保険者であるお客さまに代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害賠償金額の決定などの交渉に対する不安を軽減します（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

交通傷害死亡・ 後遺障害保険金

死亡：100万円
後遺障害：死亡見舞金の78%~100%

日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされ事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、もしくは後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故、②交通乗用具に搭乗中（※）の事故、
- ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故、④交通乗用具の火災 など

（※）正規の落架装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

お問い合わせ先

セノッピー共済会事故受付・事務代行会社

ゼアーウィンスリーサービス株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-16 虎ノ門一丁目MGビル8階

TEL: 0570-200-144 (受付10:00-18:00/平日受付)

※ご連絡の際には右記の会社名をお伝えください 会社名: 株式会社LEFT-U

個人賠償責任/交通傷害死亡・後遺障害保険引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

公務文教営業部文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 12階

プレゼント対象者: セノッピーの定期購入者に限ります。

事故が発生した場合には、30日以内にセノッピー共済会事故受付・事務代行会社または個人賠償責任/交通傷害死亡・後遺障害保険引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。